

2017年8月吉日

お客さま各位

住まいぷらす少額短期保険株式会社

【賃貸入居者総合保険普通保険約款及び特約改定のお知らせ】

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この度弊社ではお客さまへのお支払い内容の明確化、利便性の向上を目指し、賃貸入居者総合保険普通保険約款及び特約について、下記のとおり一部内容の変更を行いますのでお知らせ致します。

今回の普通保険約款及び特約改定に伴う保険料ならびに補償内容の変更はございません。

敬具

記

改定の概要

お客さまにとって、約款の記載内容をより理解しやすいように改定を致しました。

1) 保険対象に含まれないものとして「自動車」としていましたが、より明確化する為、「自動車及び付属品」と変更致しました。付属品とは自動車に定着または装備されているものならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC 車載器等をいいます。(賃貸入居者総合保険普通保険約款第1条2)－①)

2) 家財保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額^(注)によって定めていますが、保険の対象の損害を修繕することができる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費は再調達価額を限度に損害の額とすることとしました。

(賃貸入居者総合保険普通保険約款第6条(1))

3) 保険対象のうち、「貴金属・宝石・美術品等」については保険金支払額を時価額としていますが、腕時計の取扱いを明確化する為、「腕時計・貴金属・宝石・美術品等」とし、腕時計についても保険金支払額を時価額とすることとしました。

(賃貸入居者総合保険普通保険約款第6条(1)一注))

4) お客さまが理解しやすいように担保内容ごとの支払限度額を明確に記載し文章体裁を整えました。

(賃貸入居者総合保険普通保険約款第12条(1)(2))

(賃貸入居者総合保険普通保険約款第17条(1))

適用開始日

2017年9月1日以降申込みの新規契約のお客さまから新約款の適用を致します。

【本件に関するお客様問合せ受付フリーダイヤル】

電話番号:0120-444-605

・受付業務時間:9:00~18:00(土日・祝日を除く)

*ご参考資料:弊社ホームページ掲載「賃貸入居者総合保険普通約款及び特約集」

以上